

## 読谷村立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、読谷村立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌コーナーを活用し、広告を掲載するもの（以下「雑誌スポンサー」という。）を募集することにより、雑誌を確保し、雑誌コーナーを充実させるとともに村民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー制度 雑誌スポンサーが雑誌の購入費用を負担して図書館に寄贈し、排架された雑誌の最新号のカバー（以下「雑誌カバー」という。）にスポンサー名等の広告を掲載することができる制度をいう。
- (2) 雑誌 同一タイトルのもとに、週刊から季刊程度の頻度で定期的に刊行され、毎号逐次巻号を持ち、複数の執筆者による多数のそれぞれ独立した記事を各号に含み、仮とじ冊子の形態で終期を予定せず発行される出版物をいう。

### (雑誌スポンサーとなることができるもの)

第3条 雑誌スポンサーは、企業、団体等とし、個人からの提供は対象外とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、雑誌スポンサーの対象とはならない。この場合において、雑誌の寄贈期間中にこれに該当するに至ったものも同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員に準ずるもの及びそれらの利益となる活動を行うもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づく更生又は再生手続を行っているもの

- (5) 村の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (6) 村税等が賦課せられており、当該村税等を完納していないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めたもの

(雑誌スポンサーの広告内容)

第4条 広告内容は、雑誌スポンサーが行っている事業に関するものに限り、図書館に掲示する広告としてふさわしい公共性、品位及び信頼性を有するものであり、かつ、村民及び利用者に不利益を与えないものとする。

2 広告内容が次のいずれかに該当するときは、掲示の対象としないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権や他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝又は人材募集に類するもの
- (5) 社会問題についての主義主張又は青少年の健全育成を害するもの
- (6) 商品先物取引及び貸金業に関するもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 比較広告
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育長が内容として適当でないと認めたもの

3 掲示する広告内容が前項のいずれかに該当すると認められる場合は、図書館長はその内容を修正するよう指示することができるものとし、従わないときは、第12条第3項第3号により、解約することができるものとする。

(対象雑誌の選定)

第5条 雑誌のスポンサーは、図書館が別に定める雑誌リストの中から寄贈する雑誌（以下「対象雑誌」という。）を選定する。ただし、雑誌リストに記載がない雑誌について寄贈を希望する場合は、図書館長と協議の上、対象雑誌を選定することができるものとする。

(広告の規格等)

第6条 雑誌スポンサーは、掲載する広告を必要枚数分作成し、図書館へ提供するものとし、雑誌カバーへの広告の貼付け及び排架位置の決定は、図書館長が行うものとする。

2 広告は、第4条に定める範囲で雑誌スポンサーの裁量によるデザイン、表示色とすることができるものとする。

3 広告のサイズ及び掲示位置は、原則次のとおりとする。ただし、図書館長は、雑誌の判型及び装備によっては、サイズ及び掲示位置の変更を行うことができるものとする。

(1) 雑誌カバー表紙面の広告は、縦6センチメートル×横13センチメートル以内で、掲示位置は、おおむね雑誌の底辺より4センチメートル上部の中央とする。

(2) 雑誌カバー裏表紙面の広告は、縦横各17センチメートル以内とし、掲示位置はおおむね雑誌の天部より1センチメートル下部の中央とする。

(募集期間)

第7条 雑誌スポンサーの募集期間は、図書館長が別に定める

(申込方法)

第8条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとするものは、雑誌スポンサー制度申込書(第1号様式)に添付書類を添えて図書館に持参又は郵送のいずれかの方法により申し込むものとする。

(雑誌スポンサーの選定及び広告内容審査)

第9条 雑誌スポンサーの選定及び広告内容審査は、読谷村広告事業に関する規則(平成19年読谷村規則第24号)第10条の規定に定める「読谷村広告審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において行う。

2 雑誌スポンサーの雑誌の選定にあたっては、既に当該雑誌の雑誌スポンサーとなっているものの希望を優先する。

3 同一の雑誌について複数の申込みがあった場合は、申込時期の早いものを優先にする。ただし、前項の場合を除く。

(審査結果の通知等)

第10条 雑誌スポンサーに決定した場合は、雑誌スポンサー決定通知書（第2号様式）により通知する。雑誌スポンサーは、図書館長が指定する日までに掲載物を提出しなければならない。

(広告の掲示期間等)

第11条 広告の掲示期間は、一会計年度とする。ただし、年度途中で雑誌スポンサーに決定した場合は、決定内容が効力を発する日から当該年度の3月末日までとする。

- 2 雑誌スポンサーは、自己の都合により広告の掲示を取り下げることができる。その場合、雑誌スポンサー取下げ書（第3号様式）を広告の掲示を取り下げる3か月前までに図書館に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。
- 3 教育長は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当した場合は、雑誌スポンサー取消通知書（第4号様式）を当該雑誌スポンサーに通知し、広告掲載を取り消すことができる。
  - (1) 広告の掲示期間中に雑誌が提供されなかったとき。
  - (2) 第3条第2項の規定に抵触するに至ったとき。
  - (3) 第4条第3項の規定による指示に従わなかったとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が掲示を適当でないと認めたとき。

(納入業者の条件及び雑誌の納入方法)

第12条 雑誌スポンサーが寄贈する雑誌の図書館への納入業者（以下「書店等」という。）は、雑誌発刊後、速やかに（休館日にあたる場合は、翌開館日までに）図書館へ納入可能な書店等とする。

- 2 前項の雑誌は、雑誌スポンサーが指定する書店等が図書館へ、速やかに納入するものとする。

(雑誌購入費用の支払方法等)

第14条 雑誌スポンサーは、雑誌購入費用を直接書店等へ支払うものとする。

(雑誌の休廃刊時の措置)

第15条 雑誌スポンサーの寄贈する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、雑誌スポンサーの選択により、広告の掲示を終了又は図書館長との協議の上、別の雑誌に広告を掲示することができる。この場合の対象雑誌の選定は、第5条に準じるものとする。

(寄贈雑誌の所有権)

第16条 雑誌スポンサーの寄贈する雑誌の所有権は、村へ帰属する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。